

【答弁】

◎秋山幸男都市整備部長

御質問五、埼玉県屋外広告物条例の改正についてお答えを申し上げます。

県の屋外広告物条例では、官公署や公民館などの建物とそれらの敷地内で公共目的以外の屋外広告物の掲出を禁止しております。この理由としては、官公署などが強い公共性や公益性を有する場所であり、中立性や公平性の確保が求められるという点が挙げられます。このような考えに基づく県の条例は独自の条例を持たない県内五十五市町村で適用され、地域の景観形成やまちづくりに役立っております。

そのような中で、議員お話しの財源確保は重要な課題の一つであり、ネーミングライツやホームページのバナー広告、広報紙などへの広告掲載は多くの自治体で実績がございます。さらに、他県ではお話にもございましたように官公署への屋外広告物の設置を認めている自治体もあります。

こうした点を踏まえ、官公署などへの屋外広告物の設置については、まずはまちづくりに影響を受ける各市町村や景観審議会委員の方々などと十分に議論を重ねることが重要と考えます。その議論の結果、規制を緩和することが適当となった場合には、条例改正の手續や具体的な基準となるガイドラインの作成を進めることとなります。

一方で、全ての市町村は景観行政を一元的に行う景観行政団体となり、独自の屋外広告物条例を制定することができます。現在県内にはこの景観行政団体が十六市あり、うち八市が独自の条例を定め、自らの意思で地域の特色や実態に見合った景観、屋外広告物行政を推進しております。

県といたしましては、景観行政団体への移行や独自条例の制定を目指す市町村を支援してまいるとともに、県内市町村などと条例の規制緩和について検討してまいります。

（以上）